

第1章 総則

第1条(「BIGLOBE 高速モバイル EM」の提供)

ビッグロブ株式会社(以下、当社といいます。)は、ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」といいます。)が提供する卸電気通信役務を利用して、この特約に基づき、BIGLOBE サービス「BIGLOBE 高速モバイル EM」(以下「本サービス」といいます。)を提供します。本サービスの内容の詳細は、当社のウェブサイト上に掲示します。

- 2 本サービスの提供に係わる条件の詳細については、この特約に定めるものを除き、当社が別途定める「BIGLOBE 会員規約」、「BIGLOBE 法人会員規約(BIGLOBE オフィスサービス)」、「BIGLOBE 法人会員規約(料金制選択コース)」または「BIGLOBE 法人会員規約(BIGLOBE 法人ペイメント ID)」(以下、総称して「会員規約」といいます。)の規定が適用されます。この特約と会員規約の規定とが抵触するときは、本サービスの提供に関する限り、この特約が優先します。

第2条(この特約の変更)

当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法により本サービス会員(その意味は次条に定めます。以下同様とします。)に通知することにより、この特約を変更することができます。この場合、その予告期間内に、本サービス会員が第11条第2項に基づき本サービス契約の解除手続きを行わなかったときは、かかる変更につき本サービス会員による承諾があったものとみなします。

第3条(用語の定義)

会員規約において定義された用語の意味は、この特約においても同一の意味を有します。

- 2 この特約において、次の各号の用語の意味は、該当する各号のとおりとします。
 - (1) 「本サービス契約」とは、当社から本サービスの提供を受けるための契約をいいます。
 - (2) 「本サービス会員」とは、当社と本サービス契約を締結している会員をいいます。
 - (3) 「契約者端末」とは、本サービスの提供を受けるために、本サービス会員が設置するパソコン等の機器をいいます。
 - (4) 「移動無線装置」とは、契約者端末のうち、モバイルデータ通信ネットワークサービスにおいて使用されるアンテナおよび無線送受信装置であって、技術基準等に適合し、ソフトバンクが認定、接続性確認のうえ、指定したものをいいます。
 - (5) 「契約者回線」とは、本サービスの提供を受けるために、無線基地局設備と本サービス会員が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線をいいます。
 - (6) 「データ端末」とは、移動無線装置であって、①この特約、およびソフトバンクの別途定める条件(併せて以下「データ端末条件」といいます)に基づきソフトバンクにより貸与もしくは提供されるもの、または、②この特約および当社の定める「BIGLOBE サービス「BIGLOBE 高速モバイル EM」 定期契約(端末購入)型」におけるデータ端末の取り扱いに関する特約(以下「当社端末特約」といいます。)に基づき提供されるものをいいます。(一例として、定期契約(端末購入)型として提供されるデータ端末のうち、① D02HWはデータ端末条件に基づき提供され、また、②GL02P、GP02、D26HW、D25HWまたはD22HWは当社端末特約に基づき提供されます。)
 - (7) 「契約者識別番号」とは、1の契約者回線ごとにソフトバンクが割り当てる番号をいいます。
 - (8) 「USIM カード」とは、契約者識別番号その他の情報を記憶することができる IC カードであって、この特約およびソフトバンクの別途定める条件に基づきソフトバンクが貸与するものをいいます。
 - (9) 「ユニバーサルサービス」とは、電気通信事業法第7条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める加入電話、公衆電話、緊急通報(110番・118番・119番)の電話サービス等の基礎的電気通信役務をいいます。
 - (10) 「ユニバーサルサービス料」とは、当社が提供するユニバーサルサービスに関して、ユニバーサルサービス提供の確保のため必要な負担金として、その使用している電話番号の数に比例した額を、基礎的電気通信役務支援機関である社団法人電気通信事業者協会を通じて、東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社に支払うために、当社がユニバーサルサービスを利用される本サービス会員からこの特約に定める方法および金額にて徴収する料金をいいます。なお、本サービスにおいては、USIM カードごとに電話番号が割り振られており、その電話番号に対して、ユニバーサルサービス料が発生します。
 - (11) 「料金等」とは、本サービスの提供に係わる料金、ユニバーサルサービス料その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。

第2章 本サービスの提供区域および内容

第4条(本サービスの提供区域)

本サービスの提供に係わる契約者回線の終端とすることができる場所は、モバイルデータ通信ネットワークサービスの提供区域内とします。

第5条(本サービスの内容)

本サービスは、会員規約所定のオプションサービスとして提供します。

2 本サービスには、次の速度・端末タイプがあります。

速度・端末タイプ	内容
ルータ(42M)タイプ	契約者回線に係わる終端への伝送方向については最大 42Mbps まで、他の伝送方向については最大 5.8Mbps までのパケット交換方式による無線通信機能を有するもの（ただし、附則第2条を参照。）
ルータ(7.2M)タイプ	契約者回線に係わる終端への伝送方向については最大 7.2Mbps まで、他の伝送方向については最大 5.8Mbps までのパケット交換方式による無線通信機能を有するもの
USB(7.2M)タイプ	契約者回線に係わる終端への伝送方向については最大 7.2Mbps まで、他の伝送方向については最大 1.4Mbps または 384Kbps までのパケット交換方式による無線通信機能を有するもの
PC カード(7.2M)タイプ	契約者回線に係わる終端への伝送方向については最大 7.2Mbps まで、他の伝送方向については最大 384Kbps までのパケット交換方式による無線通信機能を有するもの
PC カード(3.6M)タイプ	契約者回線に係わる終端への伝送方向については最大 3.6Mbps まで、他の伝送方向については最大 384Kbps までのパケット交換方式による無線通信機能を有するもの
端末フリータイプ	契約者回線に係わる終端への伝送方向については最大 7.2Mbps まで、他の伝送方向については最大 5.8Mbps までのパケット交換方式による無線通信 ただし、かかる速度は、本サービス会員があらかじめ自ら調達する移動無線装置の性能により制限されることがある

- ・最大通信速度は、本サービスで貸与もしくは提供するデータ端末または当社が動作確認を実施したデータ端末と契約者回線を組み合わせて利用した場合です。
- ・本サービスのいずれのタイプも最大通信速度を保証するものではなく、通信設備や契約者端末、配線などの状況、他回線との干渉、回線の混雑状況、無線基地局設備から契約者回線の終端までの距離などにより、実際にご利用いただく場合の通信速度が低下します。
- ・当社または当社が本サービスに用いる電気通信回線の提供者は、本サービス会員が一定時間内に当社所定の基準を超えるトラフィック量を継続的に発生させる場合、および本サービス会員間の公平性を確保する必要がある場合、通信量や通信速度を制限することができます。かかる制限の内容は、当社が別途定めるものとします。
- ・ルータ(42M)タイプの場合、移動無線装置の仕様により、移動無線装置から契約者端末のパソコン等への伝送方向については、最大 30Mbps となる場合があります。

3 本サービスには、次の契約型と料金プランがあります。

契約型	料金プラン	利用可能な速度・端末タイプ	内容
一般契約 (レンタル)型	定額プラン	USB(7.2M)タイプ PC カード(7.2M)タイプ PC カード(3.6M)タイプ	別表1の第2-2項に定める月額利用料が発生します。パケット通信料の支払いは不要とします。
	二段階定額 プラン	USB(7.2M)タイプ PC カード(7.2M)タイプ PC カード(3.6M)タイプ	別表1の第2-2項に定める月額利用料が発生します。月額利用料には、92,952 パケット分のパケット通信料が含まれます。また、月額利用料とパケット通信料については、その合計として5,230円(税別)/月をもって月々の支払い上限額とし、本プラン利用者は、その上限額を超える支払いは不要とします。
定期契約 (レンタル)型	定額(一年割) プラン	USB(7.2M)タイプ PC カード(7.2M)タイプ PC カード(3.6M)タイプ	別表1の第2-2項に定める月額利用料が発生します。パケット通信料の支払いは不要とします。
	二段階定額 (一年割)プラン	USB(7.2M)タイプ PC カード(7.2M)タイプ PC カード(3.6M)タイプ	別表1の第2-2項に定める月額利用料が発生します。月額利用料には、19,050 パケット分のパケット通信料が含まれます。また、月額利用料とパケット通信料については、その合計として4,890円(税別)/月をもって月々の支払い上限額とし、本プラン利用者は、その上限額を超える支払いは不要とします。
定期契約 (端末購入)型	定額(二年割) プラン	ルータ(42M)タイプ	別表1の第2-2項に定める月額利用料が発生します。パケット通信料の支払いは不要とします。
	二段階定額 (二年割)プラン	ルータ(7.2M)タイプ USB(7.2M)タイプ	別表1の第2-2項に定める月額利用料が発生します。月額利用料には、17,815 パケット分のパケット通信料が含まれます。また、月額利用料とパケット通信料については、その合計として4,540円(税別)/月をもって月々の支払い上限額とし、本プラン利用者は、その上限額を超える支払いは不要とします。
定期契約 (端末フリー) 型	二段階定額 (二年特割)プラン	端末フリータイプ	別表1の第2-2項に定める月額利用料が発生します。月額利用料には、6,190 パケット分のパケット通信料が含まれます。また、月額利用料とパケット通信料については、その合計として4,457円(税別)/月をもって月々の支払い上限額とし、本プラン利用者は、その上限額を超える支払いは不要とします。

4 当社が本サービス会員に対し、定期契約(レンタル)型、定期契約(端末購入)型または定期契約(端末フリー)型に属する料金プラン

を提供する場合の取り扱いとして、第12条の2の条件を特別に定めます。

- 5 当社は、第15条第5項に定める各会員規約の利用中止に関する規定に基づき本サービスを利用中止することができるほか、ソフトバンクが本サービスの提供に必要となるサービスの提供を中止した場合は、何らの責任も負うことなく、本サービスを利用中止することができます。

第3章 契約

第6条(契約の単位)

当社は、契約者回線1ごとに1の本サービス契約を締結します。この場合、本サービス会員は、1の本サービス契約につき1人に限ります。

第7条(本サービス契約の申込み)

本サービス契約の申込みは、申込みを行う個人または法人(以下「申込者」といいます。)に、会員規約およびこの特約を承諾のうえ、当社所定の方法(次の各号に定める事項を申告することを含みます。)により行っていただきます。

- (1) 氏名または名称
- (2) 住所
- (3) その他本サービス契約の申し込みの内容を特定するために必要なものとして当社が別途定める事項

第8条(本サービス契約の申し込み資格)

本サービス契約の申し込みを行うことができる個人または法人は、次の各号のいずれかとなります。

- (1) 「BIGLOBE 会員規約」に基づく会員:

接続コースご利用のBIGLOBE 会員およびその会員が許可した家族会員サービス利用特約に基づく家族会員

- (2) 「BIGLOBE 法人会員規約(BIGLOBE オフィスサービス)」、「BIGLOBE 法人会員規約(料金制選択コース)」または「BIGLOBE 法人会員規約(BIGLOBE 法人ペイメントID)」に基づく会員:

これら規約に定めるアプリケーションコース以外のコースをご利用の会員(ただし、その会員の管理者および登録利用者(なお、登録利用者は、管理者から許可された者に限ります。)からの申し込みに関し当社が受け付けます。)または法人ペイメントIDを保有する会員

第9条(契約申し込みの承諾)

本サービス契約は、次条に基づき当社がその手続きを代行する申し込みがソフトバンクにより承諾され(ただし、申込者が次条に定める選択をする場合に限る。)、かつ、第7条所定の申し込みを当社が承諾したときに成立します。

- 2 当社は、次の場合には、本サービス契約の申し込みを承諾しないことがあります。また、当社は、本サービス契約成立後であっても、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、当社所定の方法にて通知することにより、本サービス契約を解除することができます。ただし、本項第2号または第4号の場合には、当社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告し、その期間内に是正されないときは、当社所定の方法にて通知することにより、本サービス契約を解除することができます。

- (1) 本サービス契約の申し込み時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- (2) 申込者が、料金等もしくはその他当社が提供するサービスに係わる料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断した場合
- (3) 過去に不正使用などにより本サービス契約もしくは会員規約に基づく契約等の解除、またはBIGLOBE サービス等の利用を停止されていることが判明した場合
- (4) 申込者が未成年者等であって、本サービス契約の申し込みにあたり法定代理人等の同意を得ていない場合
- (5) その他本サービス契約の申し込みを承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合
- (6) 本サービス契約の申し込み後、データ端末およびUSIMカード、またはUSIMカードが申込者指定の住所に届かず、未着荷の状態で21日間経過した場合
- (7) 過去にソフトバンクが貸与するデータ端末およびUSIMカード、またはUSIMカードに係わる返却の義務を怠ったことが判明した場合

第10条(ソフトバンク等への申し込み)

申込者が、本サービスのうち一般契約(レンタル)型または定期契約(レンタル)型を選択する場合、当社は、ソフトバンクへのデータ端末およびUSIMカードの貸与の申し込み手続きを代行します。

- 2 申込者が、本サービスのうち定期契約(端末購入)型を選択し、かつ、データ端末のうちD02HWの購入を選択する場合、当社は、ソフトバンクへのデータ端末の購入およびUSIMカードの貸与の申し込み手続きを代行します。

- 3 申込者が、本サービスのうち定期契約(端末フリー)型を選択する場合、当社は、ソフトバンクへのUSIMカードの貸与の申し込み手続きを代行します。

第11条(契約の解除等)

当社は、次のいずれかの場合に、本サービス契約を解除いたします。

- (1) 本サービス会員が会員規約に基づく契約を解除した場合
- (2) 本サービス会員が会員規約に基づき提供されるBIGLOBE サービスにつき利用停止となった場合

(3) 本サービス会員が、コース変更等により第7条所定の申し込み資格を喪失した場合

(4) 本サービス会員が第22条の規定に違反した場合

2 本サービス会員は、当社指定のホームページにて当社所定の手続きを行うことにより、本サービス契約を解除することができます。当社が別途承諾をした場合を除き、その他方法による解除手続きは無効とします。本サービス契約は、かかる解除手続の完了と同時に終了します。

3 第1条第1項所定の卸電気通信役務のソフトバンクから当社への提供に関する当社とソフトバンクとの間の契約が理由のいかなを問わず終了した場合は、かかる終了と同時に本サービス契約も終了します。

第12条(速度・端末タイプの変更)

本サービス会員が速度・端末タイプの変更を希望する場合、この特約を承諾のうえ、当社所定の方法にて変更手続きを行っていただきます。この場合、速度・端末タイプの変更は、その変更後の速度・端末タイプに対応するデータ端末が本サービス会員に到着したことを当社が認識した日が属する月の翌月初日から適用になります。

第12条の2(定期利用契約)

本サービスのうちの定期契約(レンタル)型、定期契約(端末購入)型または定期契約(端末フリー)型を対象とする本サービス契約については、定期利用契約となります。定期利用契約は、第2の1項、第2の2項、第2の3項または第3項に定める一定期間において本サービス会員が継続的に本サービスを利用することをその契約条件とします。

2の1 定期契約(レンタル)型の定期利用契約における本サービスの利用期間は、初回の申し込み時についてはデータ端末が本サービス会員に到着したことを当社が認識した日から、その日が属する月の翌月を起算月とする12カ月間の期間が満了する日までとします。それ以降は、第5の1項に従い、12カ月ごとに利用期間が自動更新されます。

2の2 定期契約(端末購入)型の定期利用契約における本サービスの利用期間は、初回の申し込み時についてはデータ端末が本サービス会員に到着したことを当社が認識した日から、その日が属する月の翌月を起算月とする24カ月間の期間が満了する日までとします。それ以降は、第5の2項に従い、24カ月ごとに利用期間が自動更新されます。

2の3 定期契約(端末フリー)型の定期利用契約における本サービスの利用期間は、初回の申し込み時についてはUSIMカードが本サービス会員に到着したことを当社が認識した日から、その日が属する月の翌月を起算月とする24カ月間の期間が満了する日までとします。それ以降は、第5の3項に従い、24カ月ごとに利用期間が自動更新されます。

3 本サービス会員が本サービス契約を一般契約(レンタル)型から定期契約(レンタル)型に変更する申し込みを行い、当社がこれを承諾した場合、その変更後の定期利用契約における本サービスの利用期間は、その承諾がなされた月の翌月初日から、その承諾がなされた月の翌月を起算月とする12カ月間の期間が満了する日までとします。それ以降は、12カ月ごとに利用期間が自動更新されます。

4 本条に基づき定期利用契約として本サービス契約を締結する本サービス会員(以下「定期利用契約者」といいます。)は、第2の1項、第2の2項、第2の3項または第3項の利用期間の満了と同時に本サービス契約を終了させるときには、その満了月中に、第11条第2項に従い本サービス契約の解除の手続きを行っていただきます。

5の1 定期契約(レンタル)型の定期利用契約者が定期利用契約の満了月中に前項の手続きを行わなかった場合は、その満了月の翌月初日に定期利用契約は自動的に更新されます。更新後の定期利用契約の契約期間は、直前の定期利用契約の満了月の翌月初日から起算し12カ月となります。

5の2 定期契約(端末購入)型の定期利用契約者が定期利用契約の満了月中に第4項の手続きを行わなかった場合は、その満了月の翌月初日に定期利用契約は自動的に更新されます。更新後の定期利用契約の契約期間は、直前の定期利用契約の満了月の翌月初日から起算し24カ月となります。

5の3 定期契約(端末フリー)型の定期利用契約者が定期利用契約の満了月中に第4項の手続きを行わなかった場合は、その満了月の翌月初日に定期利用契約は自動的に更新されます。更新後の定期利用契約の契約期間は、直前の定期利用契約の満了月の翌月初日から起算し24カ月となります。

6 第5の1項、第5の2項および第5の3項の規定は、その規定に基づき更新された定期利用契約の満了月が到来する都度、同様に適用されます。

7 定期利用契約者は、定期利用契約の満了月以外に本サービス会員が定期利用契約の解除手続きを行った場合、または、本サービス会員が第11条第1項各号のいずれかに該当したために当社が第11条第1項に従い定期利用契約の満了月以外に本サービス契約を解除した場合、別表1の第2-3項に記載する契約解除料を、その解除時に支払うことを要します。

第4章 料金等

第13条(料金等)

料金等の体系は、次のとおりとします。

(1) 初期費用

(2) 月額費用

(3) その他の料金

2 前項各号所定の料金の具体的な額は、別表1の第2項によるものとします。

第14条(初期費用)

本サービス会員は、当社に本サービス契約の申し込みをし、その承諾を受けたときは、当社に初期費用の支払いを要します。

第15条(月額費用)

本サービス会員は、データ端末および USIM カード、または USIM カードが本サービス会員に到着したことを当社が認識した日が属する月の翌月初日から起算して、その本サービス契約の解除があった日が属する月の末日までの期間について、当社に本サービスの月額費用である月額利用料、パケット通信料およびユニバーサルサービス料の支払いを要します。また、一般契約(レンタル)型または定期契約(レンタル)型の本サービスを利用する本サービス会員は、さらに別表1の第2-2項に定めるデータ端末レンタル料についても支払いを要します。

- 2 当社は、本サービスの月額費用について、この特約に別段の定めがある場合を除いて、前項に定める期間中の各月または前項により月額費用の支払い対象月とされている各月における当社所定の締め日にて、別表1の第2-2項の規定に従い計算したうえ、その締め日が属する月に係わる月額費用を本サービス会員に請求します。
- 3 本サービス会員が、データ端末および USIM カード、または USIM カードが本サービス会員に到着したことを当社が認識した日が属する月に、本サービス契約の解除の手続きをした場合、本サービスの月額費用である月額利用料、パケット通信料およびユニバーサルサービス料の支払いを要します。また、一般契約(レンタル)型または定期契約(レンタル)型の本サービスを利用する本サービス会員は、さらにデータ端末レンタル料についても支払いを要します。
- 4 本サービス会員は、通信情報量に応じてパケット通信料の支払いを要します。パケット通信料は、128 バイトを1パケットとして、1パケットごとにパケット通信料が課金されます。1パケット未満の端数は切り上げて計算します。
- 5 BIGLOBE 会員規約第13条、BIGLOBE 法人会員規約(BIGLOBE オフィスサービス)第14条、BIGLOBE 法人会員規約(料金制選択コース)第14条またはBIGLOBE 法人会員規約(BIGLOBE 法人ペイメントID)第12条の規定により本サービスの利用中止があったときは、本サービス会員は、その期間中の月額費用の支払いを要します。
- 6 BIGLOBE 会員規約第14条、BIGLOBE 法人会員規約(BIGLOBE オフィスサービス)第15条、BIGLOBE 法人会員規約(料金制選択コース)第15条またはBIGLOBE 法人会員規約(BIGLOBE 法人ペイメントID)第13条の規定により本サービスの利用停止があったときは、本サービス会員は、その期間中の月額費用の支払いを要します。

第16条(その他料金)

本サービス会員は、当社指定の方法で速度・端末タイプの変更の申し込みを行い、その適用を受けたときは、当社に別表1の第2-5項に定める速度・端末タイプ変更手数料の支払いを要します。

- 2 申し込み時に定期契約(端末購入)型の本サービスを選択した本サービス会員は、当社端末特約に定める販売代金(GL02P、GP02、D26HW、D25HW または D22HW のデータ端末を購入する場合)、または別表1の第2-4項に定めるデータ端末代金(D02HW のデータ端末を購入する場合)の支払いを要します。

第17条(料金プランの変更)

本サービス会員が料金プランの変更を希望する場合、この特約を承諾のうえ、当社所定の方法にて変更手続きを行っていただきます。この場合、毎月の初日から25日までに当社に通知のあったものについてはその通知のあった月の翌月に、また、毎月の26日から末日までに当社に通知があったものについてはその通知のあった月の翌々月に料金プランの変更を行います。

第18条(料金債務の存続)

会員規約またはこの特約所定の条件に従い本サービス契約を解除し、または解除された本サービス会員が解除時において未だ支払いを完了していないこの特約所定の料金(解除後に発生するものを含みます。)についての債務は、かかる本サービス会員による支払が完了するまで、その解除後も消滅しません。

第5章 雑則

第19条(責任の制限)

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、1日の営業時間の全部についてその状態が連続したときに限り、対象となる本サービス会員の損害賠償請求に応じます。なお、かかる請求に対して当社が賠償する損害の範囲については、本条第2項から第4項の規定が適用されます。

- 2 前項の場合における損害賠償の範囲は、対象となる本サービス会員に現実発生した直接かつ通常の損害とし、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(1日の倍数である場合に限り)に対応する本サービスの月額費用(本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日に属する料金月の前6料金月の1日あたりの本サービスの平均の月額費用(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別途定める方法により算出した額)により算出します。)に、これに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲内で、かつ、その総額は、1日あたりの本サービスの平均の月額費用の30日相当額に、これに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲以下とします。
- 3 本条第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

- 4 当社は、他の電気通信事業者の責に帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合、当社が他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を本サービスが利用できなかった本サービス会員全員に対する損害賠償の限度額とし、かつ、本サービス会員に現実に発生した直接かつ通常の損害に限り賠償請求に応じます。

第20条(会員情報の取り扱い)

本サービス会員は、当社が、本サービス会員が本サービス契約の申し込みに際して申告した第7条所定の事項(以下「会員情報」といいます。)を次の各号に定める範囲において、利用することに同意していただきます。

- (1) 第10条に基づき当社が申し込み手続き代行するために、会員情報を安全管理措置を講じたうえでソフトバンクへ取り次ぐこと。
- (2) 当社または提携先等第三者の商品もしくはサービス等に関する広告、宣伝、および各種イベント・特典を実施するため、ならびにこれらに関する情報の提供その他の連絡のための電子メールの送信もしくは印刷物の郵送等(サンプル・試供品の配送その他の提供を含みます。)を行い、または電話をするために会員情報を利用すること。
- (3) 前号の場合において、利用目的の達成に必要な業務を委託する目的で、会員情報を安全管理措置を講じたうえで業務委託先に対して預託すること。

第21条(本サービスの変更または廃止)

当社は、本サービスの全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができます。この場合、第2条の規定を準用します。

- 2 当社は、前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止に起因して本サービス会員に損害等が発生しても、何ら責任を負いません。

第22条(データ端末およびUSIMカードの取り扱い)

本サービス会員は、自己の費用と責任において、データ端末およびUSIMカードを設置するとともに、本サービスの利用に際してそのデータ端末およびUSIMカードを正常に稼働するように維持・管理しなければなりません。

- 2 USIMカードについては、その使用権のみが本サービス会員に許諾され、その所有権はソフトバンクが保有します。
- 3 本サービス会員は、当社指定の方法により本サービス契約のユーザIDおよびパスワードを速やかに設定する必要があります。
- 4 当社は、本サービス会員が前3項の規定を履行しなかったため、もしくは、端末フリータイプの場合に、本サービス会員があらかじめ自ら調達する移動無線装置について、選択を誤ったため、または、故障その他瑕疵等のため、本サービス会員が本サービスを正常にまたは全く利用できなかったとしても、何ら責任を負いません。

第23条(新規申し込みの受付終了)

PCカード(3.6M)タイプの新規申し込みの受付は、平成20年3月2日をもって終了しましたので、当社は平成20年3月3日以降のPCカード(3.6M)タイプの新規受付は一切いたしません。

- 2 一般契約(レンタル)型の新規申し込みの受付は、平成21年3月1日をもって終了しましたので、当社は平成21年3月2日以降の一般契約(レンタル)型の新規受付は一切いたしません。
- 3 定期契約(レンタル)型の新規申し込みの受付は、平成22年9月30日をもって終了しましたので、当社は平成22年10月1日以降の定期契約(レンタル)型の新規受付は一切いたしません。
- 4 二段階定額(二年割)プランの新規申し込みの受付は、平成23年12月18日をもって終了しましたので、当社は平成23年12月19日以降の二段階定額(二年割)プランの新規受付は一切いたしません。
- 5 定額(二年割)プランの新規申し込みの受付は、平成25年6月30日をもって終了しましたので、当社は平成25年7月1日以降の定額(二年割)プランの新規受付は一切いたしません。
- 6 定期契約(端末フリー)型の新規申し込みの受付は、平成25年6月30日をもって終了しましたので、当社は平成25年7月1日以降の定期契約(端末フリー)型の新規受付は一切いたしません。

第24条(速度・端末タイプ変更の制限等)

PCカード(3.6M)タイプへの速度・端末タイプの変更はできません。PCカード(3.6M)タイプを契約している場合は、各契約型内における速度・端末タイプの変更を行うことができたが、この変更の申し込みの受付は平成25年6月30日をもって終了しました。

第24条の2(その他の変更の申し込みの受付終了)

前条に定めるほかの、一般契約(レンタル)型または定期契約(レンタル)型の各契約型内における料金プランの変更の申し込み受付は平成25年6月30日をもって終了しました。

第25条(契約型の変更の制限等)

本サービス会員は、本サービスの契約型の変更を行うことはできません。例外として、一般契約(レンタル)型から定期契約(レンタル)型への変更を行うことができたが、この変更の申し込みの受付は平成25年6月30日をもって終了しました。

附 則

第1条 この特約は、平成29年12月14日から実施します。ただし、別表の2-2の「料金額 月額費用 ユニバーサルサービス料」に関する改定については、平成30年1月1日から実施します。

第2条 ルータ(42M)タイプの契約者回線に係わる終端への伝送方向について最大42Mbpsが、平成25年8月より提供エリアごとに順次、最大21Mbpsに変更します。

別表 1

BIGLOBE サービス「BIGLOBE 高速モバイル EM」の料金表

1. 適用

この別表に記載する料金額は、消費税等相当額を抜いた金額です。かかる料金額に加算する消費税等相当額は、本サービスのご利用時点の税率に基づき計算します。なお、コンテンツ料金、オプションサービス料金その他の料金につきましては、会員規約所定の料金表に定めるとおりとします。

2. 料金額

2-1 初期費用

申込手数料 ^{*1}	定額(二年割)プラン	3,000 円(税別)
	その他の料金プラン	2,700 円(税別)

2-2 月額費用

月額利用料		
一般契約(レンタル)型の場合	定額プラン	4,650 円(税別)/月
	二段階定額プラン ^{*2}	1,890 円(税別)/月
定期契約(レンタル)型の場合		
定額(一年割)プラン	定額(一年割)プラン	4,650 円(税別)/月
	二段階定額(一年割)プラン ^{*3}	1,100 円(税別)/月
定期契約(端末購入)型の場合		
定額(二年割)プラン	定額(二年割)プラン	3,420 円(税別)/月
	二段階定額(二年割)プラン ^{*4}	744 円(税別)/月
定期契約(端末フリー)型の場合		
	二段階定額(二年特割)プラン ^{*5}	266 円(税別)/月
パケット通信料		
一般契約(レンタル)型の場合	二段階定額プラン ^{*2}	0.01 円(税別)/パケット
	定期契約(レンタル)型の場合	
定期契約(レンタル)型の場合	二段階定額(一年割)プラン ^{*3}	0.04 円(税別)/パケット
	定期契約(端末購入)型の場合	
定期契約(端末購入)型の場合	二段階定額(二年割)プラン ^{*4}	0.04 円(税別)/パケット
	定期契約(端末フリー)型の場合	
	二段階定額(二年特割)プラン ^{*5}	0.04 円(税別)/パケット
データ端末レンタル料 ^{*6}		
一般契約(レンタル)型の場合	USB(7.2M)タイプ	700 円(税別)/月
	PC カード(7.2M)タイプ	700 円(税別)/月
	PC カード(3.6M)タイプ	500 円(税別)/月
	定期契約(レンタル)型の場合	
定期契約(レンタル)型の場合	USB(7.2M)タイプ	400 円(税別)/月
	PC カード(7.2M)タイプ	600 円(税別)/月
	PC カード(3.6M)タイプ	500 円(税別)/月
ユニバーサルサービス料		3 円(税別)/月 2 円(税別)/月※ ※平成 30 年 1 月 1 日以降

備考

*1: 申込手数料は、定額(二年割)プランの場合、3,000 円(税別)です。それ以外は、2,700 円(税別)です。

*2: 月額利用料には、92,952 パケット分のパケット通信料が含まれます。月額利用料とパケット通信料についてはその合計として 5,230 円(税別)/月をもって月々の支払い上限額とし、本プラン利用者は、その上限額を超える支払いは不要とします。

*3: 月額利用料には、19,050 パケット分のパケット通信料が含まれます。月額利用料とパケット通信料についてはその合計として 4,890 円(税別)/月をもって月々の支払い上限額とし、本プラン利用者は、その上限額を超える支払いは不要とします。

*4: 月額利用料には、17,815 パケット分のパケット通信料が含まれます。月額利用料とパケット通信料についてはその合計として 4,540 円(税別)/月をもって月々の支払い上限額とし、本プラン利用者は、その上限額を超える支払いは不要とします。

*5: 月額利用料には、6,190 パケット分のパケット通信料が含まれます。月額利用料とパケット通信料についてはその合計として 4,457 円(税別)/月をもって月々の支払い上限額とし、本プラン利用者は、その上限額を超える支払いは不要とします。

*6: データ端末レンタル料は、ソフトバンクがデータ端末条件に基づき貸与するデータ端末の利用料であり、当社がソフトバンクに

代わって徴収する料金です。

2-3 契約解除料

解約申込月		定期契約更新月	初回更新月未満	初回更新月以降 ^{*1}
定期契約(レンタル)型		不要	10,000 円(税別)	
定期契約(端末購入)型 ^{*2}	定額(二年割)プラン	不要	18,000 円(税別)	3,000 円(税別)
	二段階定額(二年割)プラン	不要	15,000 円(税別)	3,000 円(税別)
定期契約(端末フリー)型		不要	15,000 円(税別)	10,000 円(税別)
備考 *1: 定期契約更新月は除きます。 *2: 定額契約(端末購入)型は、プランにより契約解除料の額が異なります。				

2-4 データ端末販売代金^{*1}

D02HW	9,505 円(税別)
-------	-------------

*1: D02HW のデータ端末販売代金は、ソフトバンクがデータ端末条件に基づき販売するデータ端末の代金であり、当社がソフトバンクに代わって徴収する料金です。

2-5 その他料金

USIM カード再発行手数料	2,000 円(税別)
速度・端末タイプ変更手数料	2,700 円(税別)
備考 *: 料金プランの変更に伴う手数料等の支払いは不要とします。	

以上